

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 3 年 2 月 1 9 日 (金) 午前 1 1 時 0 0 分～午前 1 1 時 4 1 分
場 所	議会運営委員会室
出席委員	◎日暮 栄治 ○塚本竜太郎  議 長 助川 忠弘 副議長 円谷 憲人  阿比留義顯 石井 昭一 岡田 智佳 後藤浩一郎 田中 晋 中島 俊 浜田智香子 平野 光一 古川 隆史 松本 寛道 山下 洋輔 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 大橋 昌信 北村 和之 鈴木 清丞
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (鬼沢 徹雄)

午前 11 時開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 協議に先立ち、議長より挨拶がございます。

○議長 おはようございます。本日はお忙しい中、令和3年第1回定例会の日程協議のためお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会、皆様の御協力を賜り、円滑なる議事運営ができますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、1月7日に発令された緊急事態宣言が3月7日まで延長となり、本市でも依然として連日新規感染者が報告される非常に厳しい状況でございます。今定例会、12月定例会に続き、十分な感染症対策を講じた上での議会運営が求められるところであり、先日の各派代表者会議でも代表質問及び個人の質疑並びに一般質問の運用等について御協議いただいたところでございます。本日は、引き続きこの新型コロナウイルスに関する各種事項、その他につきましても御協議をよろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。

まず、令和3年第1回定例会の議事運営についてを議題といたします。

初めに、質疑並びに一般質問の発言時間について協議を願います。2月15日の各派代表者会議では各会派の意見が一致せず、各会派持ち帰りになっています。また、各会派代表者会議終了後に議長からの提案が各会派代表へ送付されており、議長提案の内容は、代表質問は通常を持ち時間とし、各会派は可能な範囲で時間短縮に努めること、また個人質問は代表者を除く会派人数掛ける30分の合計時間を会派内の質問者で配分するとの提案でございました。

議長からの提案を踏まえていただき、各会派の御意見を願います。

柏清風さん。

○後藤 議長提案のとおり我が会派は臨みたいと思います。具体的なうちの時間配分言ったほうがいいですか。代表質問はいいですか。

○委員長 はい、いいです。

公明党さん。

○中島 同じく議長提案で。うちは代表質問を短縮させて、90分で臨む予定です。そして、個人におきましては前回と、12月議会と同様に最大が60分、お一人が60分という範囲内で決定すべきというふうに思っております。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 6月からずっと時間短縮してきましたけども、もう私は柏の市議会元に戻るべきだと思います。通常どおりの時間に戻すべきだというふうに思うんですね。

これまでも議運の中では議論になってきましたけども、議員の役割は何かということと考えたら、やっぱりもちろん執行部提案の議案について質疑をする、採決をする、それだけじゃないわけですね。市民の声をどれだけ反映させるかということが必要であり、それには30分では本当に不十分です。12月議会、簡潔な答弁をと私求めました。ところが、答弁時間のほうが私の質問時間より長くて、もう準備した質問できませんでした。30分では市民の声を十分に届けることはできません。ですから、議員が自らその自分の仕事を放棄するような時間短縮ではなく、どれだけ保障をして、市民の声を届けるかということをやるとすべきだと思いますし、代表者会議のときにもちょっと紹介させてもらいましたけど、議運ですからもう一度発言しますが、県内では通常どおりに戻っている議会がかなり増えました。時短している議会のほうが本当に少数です。もちろん県議会も都議会も通常どおりの運営に戻りましたし、中核市の中でも、以前事務局調べていただいたのでは9市、柏以外9市が時間短縮、それはそのうち2市は元に戻っています。今度は関東議長会会長になられるということで、やはり注目されている柏の議会が感染症対策で議員の質問時間を30分にしていますなんていうことは、決して自慢できる話でも何でもないと思います。年明けになってから、生活保護の申請なんかも非常に増えてきているんですね。それだけ市民の暮らしも営業も今困窮を極めている中で、議員の役割をもう一度改めて考え直して、どれだけそれぞれの立場で地域で声を拾い、届けるかという、その仕事が十分にできるような時間の保障をお願いしたいと思います。これ見ても、無所属の方は時間のやりくりしようがありません。30分以上増やすことできないんですね。私たちも全員質問しますので、30分以上に増やすことできません。何とか、じゃ仮に60分でないにしても、あと10分、20分でも、最悪ですよ、いいですので、何でその30分にこだわるのかというのが分かりません。少しでも時間を増やしていただけるように、本当に特に清風と公明党の皆さんをお願いしたいと思います。今のままの柏市が時短を続けるということには反対で、元に戻すべきというのが私どもの立場です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○岡田 私どもは、本来であれば通常どおりの時間に戻していただきたい。ただ、現状、今の状況を鑑みると、多少の時間短縮というところは御協力したいというところが会派の意見でございます。

○委員長 柏愛倶楽部さん。

○山下 通常どおりを主張します。午後からの案にするというのは賛成で、そのために時間が、日にちがということでしたら、議案先議であったり、あるいは日程を延長するなり、柔軟な工夫を求めたいと思います。状況によって柔軟に、協力する部分も話し合っただけで決めていけたらと思います。以上です。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 基本的に、通常どおりに戻すことを主張いたします。ただ、午後からという主張もありましたので、その場合に、12月の場合45分か50分ぐらい取れましたの

で、そういったできるだけ戻していく、そういった努力が必要だと思います。

○委員長 意見が一致しませんでした。委員長としては議長提案のとおり、代表質問は通常の持ち時間とし、可能な範囲で時間短縮に努め、個人質問は30分掛ける代表者を除いた会派人数を会派の持ち時間として、会派に同意していただくことといたしたいと思います。いかがでしょうか。（「反対」「異議なし」「反対」「賛同しかねます」「賛成です」と呼ぶ者あり）反対という意見と、異議なしという意見があるようですけれども。

では、委員長提案のとおりでよろしいですか。（「はい」「反対、反対」と呼ぶ者あり）そちらのほうが声が多いようですので、それではすみません（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）そうさせて（「ちょっと委員長、一ついいですか。委員長いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○古川 いや、それはいいんですけど、やっぱり代表者会議を開いているわけなので、やっぱりもうちょっと、ここでというよりも、その前で何かもうちょっとこう、何というんですか、意見のまとめみたいなのがやはりあったほうがいいような気がします。やっぱりここでお互いの、何というんですか、主張を言うのも分かるんですが、もうちょっとその部分で、前段階で、ここに来る前にわざわざ代表者会議、私ら呼ばれていないから分かんないんですけど、それはあったほうが良いと思います、念のために。すみません。

○委員長 ただいま代表者会議でもっと話を詰めておけという御意見がございました。代表者会議でも時間を十分かけていろんな話し合いをしましたが、まとまりませんでしたので、今協議をさせていただきます。それでは、そのようにさせていただきます。

この後の流れについて、事務局から説明を願います。

○議事課長 本日の議会運営委員会の閉会後に、先ほど決定しました会派の発言時間の合計を記載しました質疑並びに一般質問の発言者名通告書を改めて配付しますので、発言を予定されている議員ごとに、表の持ち時間の欄に時間を記入していただいた上で、本日の午後1時までを目途に事務局への御提出をお願いいたします。発言順位の抽せんは、各会派から議員ごとの持ち時間が記入された発言者名通告書が提出された後、この第5・第6委員会室で本日のうちに抽せんを行う予定です。なお、抽せんの際は、会派の中で少なくともお一人が代表で出席していただければ大丈夫です。抽せんを行う時間につきましては、発言者名通告書が出そろい次第、事務局から御連絡をさせていただきます。以上です。

---

○委員長 次に、会期日程についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 まず、それでは資料を配付させていただきます。会期日程につきましては、さきの12月定例会の議会運営委員会におきまして、資料2ページのとおり2月26日から3月22日までの25日間となりました。ただいま配付いたしました変更案

は、質疑並びに一般質問を通常の8日間から1日短縮し、7日間とする案です。これは、先ほど一般質問の持ち時間が1人30分と決定いたしましたことと、それと今回質問通告をされている議員さんが代表質問を含めて22人ですので、このことを考え合わせますと、質問の全ての日で定刻の午後1時から午後5時の範囲で本会議を行った場合でも7日間で収まることとなります。そのため、質問日を1日短縮し、全体の会期はそのままとしまして、質問最終日の3月15日の月曜日を休会とするという案でございます。以上です。

○委員長 ただいまの説明のとおり、会議の定刻の中で質疑並びに一般質問が収まる見込みですので、会期日程についてを変更案のとおりにすることによりよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように変更案のとおりとさせていただきます。

---

○委員長 次に、議席について並びにその他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてを議題といたします。

議長より説明願います。

○議長 議席につきましては、議場への出席にローテーション方式を導入して以降、今定例会が初めての代表質問となります。そこで、代表質問の際は、質問者と同じ会派の議員全員が基本的には議場に着席していただけるようにしたいと考えております。その際、他の会派の皆様の御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 議席につきましては、資料の3ページでございます。12月定例会までと同様に、今定例会も全席1席ずつ空けていただき、通常使用していない最後列も使用して、各会派ごとに席を割り振りました。議長からお話ございましたとおり、代表質問時には同じ会派の議員さんが基本的には全員議場に着席いただけるようにしたいと存じます。そのため、代表質問の際はこの表の座席の会派割のとおりになりませんので、そこにつきましては別途御案内を申し上げます。また、9月定例会から導入した発言席につきましても、引き続き最前列の中央に設置いたします。内田議員さんは前定例会と同様に、2問目以降は発言席ではなく、自席から発言していただく予定です。また、今定例会も議場に着席されない議員さんは第5・第6委員会室で映像のほうで御覧をいただきますが、今回も第5・第6委員会室の様子を議長が議場で確認いただけるように機器を設置いたします。なお、議場で急遽採決を行うこととなった場合等は一旦休憩しまして、全議員さん自席、議場の自席に着席いただくこととなりますので、委員会室で視聴をいただけますよう重ねてお願い申し上げます。議席のローテーション表につきましては、招集日以降に配付させていただきますが、招集日につきましては全議員さんの議場への着席をお願いいたします。続きまして、資料の5ページでございます。（4）、その他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてでございます。こちらは、令和2年3月から12月まで

に開催した定例会及び臨時会において実施した取組と、この3月定例会において実施を予定している取組をまとめた表です。基本的には、12月定例会で実施した取組を継続するというものでございます。以上です。

○委員長 それでは、議席及びその他新型コロナウイルス感染拡大防止策についてはいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、説明のとおりといたします。

---

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

初めに、議長より説明願います。

○議長 委員会付託に関係して、委員会の会議時間についてお願いがございます。各委員会で委員会の開催時間が決められるに当たり、午前10時から始めて、午後までかけてしっかり審査をしたいという御希望もありませんかと思っております。感染予防の観点で引き続き、できることならばお昼の時間を挟まない時間で委員会を運営いただけるよう御協力をお願い申し上げます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料6ページから8ページ、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のと通りの各委員会となります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

---

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料9ページでございます。追加議案につきましては、人事案件として柏市副市長の選任1件が予定されております。この取扱いにつきましては、提出された日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決の運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

---

○委員長 次に、黙祷についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料10ページでございます。例年東日本大震災が発生いたしました3月11日に、震災で犠牲となった方々へ黙祷を捧げております。昨年までの例で申し上げますと、3月11日または直近の本会議で黙祷を行うのが例となっております。今年の3月11日は、質疑並びに一般質問の6日目に当たっておりまして、同日の15時頃に行う運びとなります。以上です。

○委員長 ここで議長より説明を願います。

○議長 東日本大震災から今年で10年となります。今後も震災の教訓を踏まえ、気

を緩めることなく防災に取り組んでいくことを念頭に置きながらも、10年の節目を迎えましたというところで、また全国各地におきまして、東日本のみならず熊本であったり、また大きな水害も多数発生しているところでございます。また、柏市においても、いつそのような災害に見舞われるか分からないところではございますので、そういったことは念頭に置きながらも、この10年の節目を迎えましたので、まず東日本大震災に向けてのこの黙祷というのは、今年を最後にはいかがかと考えております。以上です。

○委員長 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、説明のとおりといたします。

---

○委員長 次に、令和3年度議会費の概要についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 令和3年度一般会計歳出予算のうち、議会費について御説明いたします。お手元の予算説明資料11ページ、A3サイズでございます。議会費の総額は、表の左下に記載のとおり6億5,977万3,000円で、前年度比で916万9,000円の減額となりました。主な内容を申し上げますと、まず人件費では事務局職員、人数には変わりはありませんが、職員の年齢構成が変わったこと、共済率が負担率が下がったこと、給与手当が下がったことなどから、職員人件費と合わせたトータルでは5億8,241万5,000円となり、前年度人件費と比べて1,051万4,000円の減額となっております。その他の主な増減の要因を申し上げますと、タブレット使用料、Wi-Fi使用料、ペーパーレス会議システム使用料等で、役務費が386万5,000円の増額となりました。また、中継データ移行料がなくなったこと等により、委託料が168万2,000円の減額となりました。さらに、中継システムを外部委託化することで、これまでの議会中継用のサーバーが必要なくなったこと等により、使用料及び賃借料が110万6,000円の減額となりました。以上、概略を説明させていただきましたが、予算配分の中で最大の効果を得るよう、引き続き努めてまいります。なお、この資料は議会運営委員会終了後に各会派控室に配付させていただきます。御質問等がございましたら、庶務課までお問合せください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

---

○委員長 次に、タブレット端末等使用基準に関する検討会の答申についてを議題といたします。

まず、議長より説明願います。

○議長 タブレット端末等使用基準に関する検討会につきまして、先日阿比留座長及び小川副座長より答申書が提出されました。内容は、お手元の資料のとおりであり、議長といたしましては、答申書に盛り込まれております使用基準案を柏市議会の使用基準として運用してまいりたいと考えておりますので、御協議をお願いいた

します。また、本検討会につきましては、私から諮問をいたしました使用基準案の取りまとめを終えていただきましたが、今後タブレット端末を運用していく中では、基準に関係する新たな事項も生じてくることが考えられます。その際に検討していただける組織としてこのまま継続していただき、今後も必要が生じた際に随時活動していただければと考えております。なお、この場に座長を務められた阿比留委員がいらっしゃいますので、答申の内容については座長のほうから御説明を願えればと思います。以上です。

○委員長 阿比留委員、説明を願います。

○阿比留 タブレット端末等の使用基準に関する検討会は、昨年12月から議長の諮問機関として具体的な使用基準等について協議、検討を進め、お手元の資料のとおり答申を提出いたしました。答申内容としましては、タブレット端末を利用する上で使用できる機能や禁止事項、管理に係る事項について、タブレットを使って議会をよくしていく、公金を使って運用するという2つの視点でまとめさせていただきました。また、会議中の禁止事項に関しましては、タブレット等端末の禁止事項に関しましては、本来柏市議会の会議規則において定めるべきとの意見もありましたが、当面本使用基準案に記載することといたしました。今後必要に応じて、会議規則等への反映についても御検討いただけることを要望しております。以上です。

○委員長 使用基準の詳細については、事務局から説明をいたさせます。

○議事課長 使用基準案の内容について、資料の中ほどの1ページのほうから御説明申し上げます。まず、1、趣旨につきましては、この基準はタブレット端末とその関連システムの管理について定めるものでございます。2の定義は、用語の解説、用語の説明です。3、端末機の使用者のところでは、端末機の使用者は議員さんと議長が許可した者、そして議会事務局職員に限定をしています。続いて、4、端末機の管理者では議会事務局議事課長を管理者として定めております。5、端末機の貸与のところでは、端末機は議長が貸与するものであり、他人に貸与や譲渡はできないということ、また職を離れた場合などは議長に返却するということを定めております。6、会議等において使用できる機能としましては、本会議や委員会の会議中の使用について定めており、(1)からこの(5)の機能以外では、会議中には使用できないということを定めたものでございます。7、会議等における禁止事項につきましては、会議中は操作音に御注意いただくということのほか、電子メールの送信あるいはSNS等での情報発信を禁止するというようなことを規定しています。また、議事に関係のないインターネット検索、通話、録音、録画等を禁止することを規定をしております。8、会議等以外での端末機の使用範囲につきましては、日頃の活動で使用していただくことといたしまして、まず大きくは(1)の情報収集として、サイドボックスやインターネットでお使いいただく。それと、(2)の情報伝達ではラインワークス、また災害時等の安否確認、情報伝達、こういったことに活用していただくということを規定をしております。9、オンライン会議における端末機の使用につきましては、ズームなどのシステムを使いまして、委員会



その他の会議を行う際に、このタブレット端末機を使っただけというものでございます。10、サイドボックスの使用につきましては、ペーパーレス会議システムのサイドボックスにつきまして資料を登録できるのは基本的に議会事務局でございまして、会議資料、行政資料、また資料要求の回答、そういったものをサイドボックスに載せてまいります。ここ1つ飛んで、(3)としまして、サイドボックスはタブレット端末以外のスマートフォンやパソコンでも使用していただけることとしております。次の11、ラインワークスの使用につきましては、グループウェアのラインワークスにつきまして、まず(1)では事務局から議員さんへの各種の連絡は、そのラインワークスで行うということを規定しております。

次のページ、(2)、(3)につきましては、議員さんからの連絡もラインワークスを使っただけができるということ。また、(4)につきましては、ラインワークスもタブレット以外の機器で使っただけなので、持ち歩きやすい、携帯しやすい機器で使っただけということを規定しております。12、遵守事項につきましては、(1)では端末機の取扱いで遵守していただく点を列挙しております。また、(2)の通信環境につきましては、有料サイト閲覧の注意ですとか、また貸与された端末機等以外では、議会のフロアのWi-Fiに接続できないことなどを定めております。13の禁止事項につきましては、特に13の(1)の公開されていない情報の公開ですとか、あるいは(3)ではパソコンやUSBメモリの接続などを禁じておまして、そういったところに御留意をいただくと。行ってはならないという規定でございます。次の14、不適切な使用に対する措置といたしましては、使用基準に反する利用があった場合の使用中止などについて記載しております。15の変更手続につきましては、使用基準の変更を希望する議員さんは変更を申し出ることができることとなっております。最後に、16の補則につきましては、この基準のほか、必要な事項は議長が別に定めることを記載しております。

また、その後に様式が3点ございまして、まず第1号様式は、タブレット端末機の紛失・破損・故障報告書でございまして、タブレットを紛失等された場合に御報告いただくものです。次の第2号様式は、タブレット端末機におけるアプリケーション追加申出書でございまして、端末機に追加したいアプリケーションがある場合に、こちらを御提出いただくものでございます。最後の第3号様式は、タブレット端末機におけるデータ漏えい・ウイルス感染報告書でございまして。万が一端末機のデータ漏えいですとかウイルス感染が起こってしまった場合に状況を御報告いただくものでございます。以上でございます。

○庶務課長 新型コロナウイルスの感染者情報については、現在メールまたはファクスで情報提供を行っております。感染者情報等については、情報提供の頻度が非常に高いこと、ファイルの枚数が多いことなどから、タブレットでデータ送信を考えております。具体的には、2月22日の研修会後の2月24日からタブレットでのデータ送信をさせていただきたいと考えております。その後、その他の執行部からの情報につきましても、順次タブレットで提供してまいりたいと考えております。よ

ろしくお願いいたします。

○委員長 何か御質問ありますか。

はい、どうぞ。

○松本 会議規則への反映についても検討されたいということがあるのですけれども、会議規則を変えていくべきところを今後どういうふうを考えていったらよいか、いかがですか。

○委員長 阿比留委員、どうぞ。

○阿比留 これは運用基準なので、そこまでそのがちがちに規則、守らなければどうにかなるといってもないと思っていまして、逆に会議規則のほうは、これ公的な条例等ですので、本来罰則を伴うようなきついこととかはそちらのほうで決めるべきだという意見でありましたが、当面使ってみないと何とも言えないということもありますので、まずはこの運用基準のほうに書かせていただきましたが、使っている段階で、これはやっぱりもうちょっときっちりしておいたほうが良いと思われるようなものについては、議長なり議運の皆さんでそちらのほうに検討していただければというふうな要望として出させていただきました。以上です。

○委員長 何か、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、タブレット端末等使用基準に関する検討会からの答申のとおり、使用基準を定めることといたします。

---

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料13ページから21ページまで、会議規則の改正についてでございます。議会の本会議及び委員会の欠席事由を例示するとともに、出産に伴う欠席期間の範囲を明示することにより、多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備するため、会議規則の一部を改正しようとするものです。初めに、（１）の改正の経緯といたしましては、資料15ページから資料21ページまでのとおり、2月12日に全国市議会議長会から標準市議会会議規則の一部改正について通知がありましたので、これを受けて本市議会の会議規則を改正しようとするものです。標準市議会会議規則の改正内容は、大きく2点ございます。1点目は、資料16ページのとおり、本会議や委員会への欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前、産後の期間にも配慮した規定に整備するもの。2点目としては、資料20ページのとおり、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の動向がありますので、それを踏まえて請願書への押印の見直しを行うというものです。なお、今御説明しました2点目の請願書への押印の見直しにつきましては、本市議会では平成27年10月の改正で、既に署名または記名押印の選択制と既にしておりますので、今回の改正には盛り込む必要はないものと考えております。

次に、資料13ページに戻っていただきまして、（２）の改正の概要といたしまして、本会議及び委員会の欠席が認められる事由について、出席できない事由を総称

した事故という表現を改め、欠席がやむを得ない事由の例示としまして、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助を規定するものです。なお、欠席事由につきましては、本市議会では令和元年6月に議長の諮問機関でありました出産、育児、介護等検討会の答申を受けまして、議会運営委員会での改正が協議されました。その際には、配偶者の出産の補助と育児が追加されましたが、介護につきましては、介護の範囲が明確でないこと、また介護まで広げることへの理解が得られないことなどの理由によりまして、その検討会の答申には介護は盛り込まれず、今後の課題として協議していくこととなったという経緯がございます。このときの改正で、こちらの第2条第2項と、第84条第2項に追加された育児と配偶者の出産の補助については、今回の改正で標準市議会会議規則に合わせ、それぞれ第1項に移すものです。また、出産に伴う欠席について、医学的な知見を踏まえ、その期間の範囲を明示することにより、産前、産後の期間にも配慮した規定に改めるものです。産前、産後の期間につきましては、産前は出産予定日の6週間前から、産後は出産翌日から8週間までの期間としております。この6週間と8週間という期間についてですが、こちらは標準市議会会議規則に規定された期間のとおりとしております。ですが、参考までに柏市の職員につきましては、産前休暇が労働基準法の6週間より手厚い8週間となっておりますので、御参考まで申し上げます。最後に、(3)、この改正規則の施行期日は公布の日を予定しております。以上です。

○委員長 それでは、会議規則の改正についてはいかがですか。御意見ありませんか。どうぞ。

○後藤 ちょっとこの場でどうこうと決められないので、一回持ち帰りさせていただきたいなと思いますけれども。

○委員長 ほかの方、どうぞ。

○渡部 前に、その女性のその検討会のときに、なかなかその合意が、実は得られなかったんですね。今回こんなふうにその全国市議会議長会のほうから提案があって、私たちはもう当然、私たちというか、当然この改正って必要なことだと思うんですけども、そのとき反対の意見も当然ながらあったわけです。こう提案を受けたら、じゃ、やっぱりすんなりじゃ改正しましょうというふうになるのかなと思って、ちょっと何というんだろう、ちょっと（「具体的に言えよ。どこが反対したんだよ」と呼ぶ者あり）もちろん賛成であれなんだけど、その反対していた方たちは、疑問を持っていた方たちは、じゃ上からと言うとおかしいですけど、来たから、じゃいいですよと、こうなるのかなと。十分にその趣旨ですとか内容とかを本当に理解してでないと、何かその議論もないまま、一時は盛り込まれなかったという経緯が柏の市議会の場合はあるわけですから、きちんとそれは、今持ち帰りというのがどういうふうな意味で、ちょっとあれでしたけども、当然ながら改正、私たちはすべきだという立場ですけども、そのことについてもきちんと、やはり議論をする時間というのが必要じゃないかなと思いました。上から言われてやるということで、ちょっといいのかなと。前は反対されたなど。ちょっと納得できない部分があった

もので、発言させていただきました。（「ちょっと委員長いいですか」と呼ぶ者あり）

○古川 具体的にどこ反対したんですか、うちらは。具体的に言ってくださいよ。

○渡部 あの、反対というのではなくて……

○古川 反対と言ったよね、今ね。上から言われたらやるのはと言ったよね。具体的に言ってください、具体的に。私たちがどういうこと言って反対したんですか。

○渡部 この盛り込まれなかった項目です。

○古川 例えば。

○渡部 看護、介護、特に介護の部分だったと思います。介護のその基準が、なかなか明確にならないということで、合意が得られなかったというふうに理解しています。

○古川 だから、持ち帰って話そうと言っているんですから。具体的に言ってくださいよ。私たちは出産とかのほうまで反対したみたいに聞こえるから、具体的に言ってくださいよ。そういうふうに言わないと、誤解を生むから。

○渡部 分かりました。

○古川 私たちの会派のことを多分言ったんだろうから、それはしっかり言ってくださいよ。そこを話すから持ち帰らせてくれって言っているんですよ。具体的に言えば、皆さんはすごく広く介護というのを、物すごくおじさんおばさんまで含めてやるという話になっていたから、うちらはそれはどうなんですかと会派で話した経緯がある。幹事長、そうだよな。（「そうですね」と呼ぶ者あり）そういう趣旨で持ち帰るって言ったんだよね。

○後藤 もちろんそうです。介護の線引きというのは、非常に広く取られているというふうにこちらは認識しました。どこまでその介護を認めるかという議論は深められていけませんので、ここでじゃ同意しますということには我々はいきません。よって、一回持ち帰って、会派で十分な議論をさせていただきたいと思います。

○委員長 じゃ、ほかの方。じゃ……はい、どうぞ。

○山田 今具体的にこの文言の中で、全国議長会のほうからこういう提案があった中で、私たちもその前回から、このこれからの時世に合うような、そういうところを検討しなきゃなんない、今現実に我が会派のほうから介護の問題出ましたけれども、議員特権でどこまでやる範囲なのか、そういうところまで十分、この介護というのは非常にこれからの時代にあってしっかり考えなきゃならない、そういうところがあって、これは必要ですけども、その範囲を十分に議論しましょうということだけでも、もっといろんな事例を考えてやりましょうと。ただ、当座やっぱり女性に対するその出産、育児、そういうことを早くやりましょうと。そういうことで決めた経過がありますので、この介護の問題に関してはよく、もう一回真剣に、事情合うように協議をしていきたいということで、持ち帰りということをお願いしているわけです。

○委員長 じゃ、ほかの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃ、ほかにはないようでしたら、ただいまの件につきましては、全国議長会からの通知につきましては、その内容については各会派で持ち帰っていただいて、後日また協議をしたいというふうに思います。

---

○委員長 次に、事務局から報告があります。

○庶務課長 まず初めに、政務活動費の中間検査につきましては、お忙しい中にもかかわらず多くの議員の皆様にご協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。御存じのとおり、国では現在申請書等の押印欄の見直しを進めております。柏市議会でも種類の精査を行いまして、政務活動費における会派用、議員用の支払い事実申立書、旅費支払申立書、研修報告書、視察報告書について押印を省略することといたしました。新しい様式につきましては、タブレットのほうのラインワークスの様式集に格納いたしましたので、御活用いただければと思います。次に、請願の受付についてでございます。12月定例会においては、混雑が予想される招集日の対応として、各会派に説明に入る請願者の人数を2名に制限してもらうようお願いしておりました。緊急事態宣言が発令されている中で、今定例会の招集日においても同様の対応をしてみたいと存じます。つきましては、後ほど各会派の代表者及び無所属議員の方に請願者の説明を希望するか否かについて御確認をさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきを願います。

---

○委員長 次回は3月12日、質疑並びに一般質問の最終日、本会議終了後に開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時41分閉会